主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高木英男、同乾て以子、同伊藤和尚の上告趣意について

所論第一点は判例違反をいうが、所論引用の大審院明治四三年――月二一日判決は、当裁判所昭和二五年二月二四日判決(刑集四巻二号二五五頁)および昭和二九年二月二七日決定(刑集八巻二号二〇二頁)によつて変更されたものと認むべきであり、所論引用の当裁判所昭和二三年四月七日判決は、事案を異にし、いずれも適法な判例違反の主張にあたらない。

同第二点は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

同第三点は、違憲(三一条違反)をいうが、実質は事実誤認の主張にすぎず、適 法な上告理由にあたらない。

弁護人伊藤敏男の上告趣意について

所論は違憲(三一条、一八条、一四条違反)をいうが、実質はすべて事実誤認、 単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

弁護人近藤之彦の上告趣意について

所論は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、すべて適法な上告理由にあたらない。

弁護人石川利男の上告趣意について

所論第一点は判例違反をいうが、所論引用の判例は本件と事案を異にし、その余 は事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

同第二点は違憲(三一条違反)をいうが、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

同第三点は量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

被告人本人の上告趣意について

所論は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、すべて適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四六年一〇月二一日

最高裁判所第一小法廷

誠			田	岩	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官